

(第一類 第二號)

衆議院
第百六十一回
法務委員会
議録

本国会召集日(平成十六年十月十二日)(火曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりで
ある。

理事 漆原 良夫君
井上 信治君
大前 繁雄君
城内 宇野 治君
寒君

同日 理事下村博文君及び森岡正宏君九月三十日委員
辞任につき、その補欠として西田猛君及び田村

十月十八日
共謀罪の創設反対に關する陳情書(東京都文京
区湯島二の四の四山田善一郎)(第七号)

委員長 橋本 韶治君
理事 塩崎 恭久君 理事 佐々木秀典君
理事 山内おさむ君 理事 漆原 良夫君
井上 信吉君 大河 釜淵君

左藤 章君
早川 鎭川 勤君
三原 忠孝君
朝彦君 松島みどり君
栗原 森山 真弓君
與吉君 郡本 眞台君

同日 憲久君が理事に当選した

伊岡 興治君	山下 貴史君	橋本 韶治君
鎌田さゆり君	河村たかし君	加藤 公一君
小林千代美君	高井 美穂君	
樽井 良和君	辻 恵君	
松野 信夫君	松本 大輔君	
江田 康幸君	富田 茂之君	
		同日
		理事永田寿康君同月八日委員辞任につき、その 補欠として津川祥吾君が理事に当選した。
		同日
		理事塙崎恭久君同月十二日委員長就任につき、 その補欠として平沢勝栄君が理事に当選した。

法務大臣　南野知恵子君
法務副大臣　滝　実君
法務大臣政務官　富田　茂之君
法務委員会専門員　小菅　修一君

同日 理事佐々木秀典君同日理事辞任につき、その補欠として伴野豊君が理事に当選した。

辻 松野 信夫君 恵君
江田 康幸君 伴野 松本 大輔君 豊君
富田 茂之君

の異動
二十一日

民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外六名提出、第百五十九回国会衆法第四〇号)が、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律

十月二十一日
柳本卓治君委員長辞任につき、その補欠として
塙崎恭久君が議院において、委員長に選任され
た。

金子 恭之君
平沢 勝榮君
二十二日
任
栗山 昌彦君
補欠選任
城内 実君

律案(内閣提出、第百五十九回国会閣法第四六号)
民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出、第百五十九回国会閣法第六)

平成十六年十月二十一日(金曜日)
午前九時三十分開議

水野 谷公一君
仙谷 賢一君
由人君

五号)
民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百五十九回国会閣法第七七号)

委員長 塩崎 恭久君
 理事 圓田 博之君 理事 田村 恭久君
 理事 西田 猛君 理事 平沢 勝榮君
 理事 佐々木秀典君 理事 津川 祥吾君
 理事 伴野 豊君 理事 山内おさむ君

任宇野治君 棚欠選任
公一君 柴山昌彦君
谷仙谷賢一君 由人君

同月十九日
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
は本委員会に付託された。

（石川県松任市議会）（第二一七三号）
人身売買禁止のための法制化を求める意見書
（沖縄県石川市議会）（第二一七四号）
犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書（神奈川県議会）（第二一七五号）
犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書（滋賀県議会）（第二一六六号）
犯罪被害者救済と被害回復制度の拡充に関する意見書（徳島県議会）（第二一七七号）
犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書（神奈川県座間市議会）（第二一七二号）
人身売買禁止のための法制化を求める意見書（神奈川県座間市議会）（第二一七一号）

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県有明町議会)第二七九号)

同月二十日

人身売買禁止のための法制化を求める意見書

(北海道仁木町議会)第九七三号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(埼玉県熊谷市議会)第九七四号)

人身売買禁止のための法制化を求める意見書(埼玉県三芳町議会)第九七五号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(埼玉県美里町議会)第九七六号)

人身売買禁止のための法制化を求める意見書(東京都東久留米市議会)第九七七号)

人身売買禁止のための法制化を求める意見書(神奈川県綾瀬市議会)第九七八号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(奈良県生駒市議会)第九七九号)

人身売買禁止のための法制化を求める意見書(福岡県大牟田市議会)第九八〇号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(福岡県黒木町議会)第九八一号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期成立を求める意見書(福岡県川崎町議会)第九八二号)

人身売買禁止のための法制化を求める意見書(佐賀県小城町議会)第九八三号)

人身売買禁止のための法制化を求める意見書(長崎市議会)第九八四号)

犯罪被害者の権利と被害回復に関する意見書(宮城県塙館町議会)第九八五号)

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(埼玉県熊谷市議会)第九八六号)

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(千葉市議会)第九八七号)

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(福岡県大牟田市議会)第九八九号)

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(佐賀県多久市議会)第九九〇号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県神埼町議会)第九九一号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県三瀬村議会)第九九二号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県中原町議会)第九九三号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県三根町議会)第九九四号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県小城町議会)第九九五号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県江北町議会)第九九六号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県白石町議会)第九九七号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県富町議会)第一〇〇一号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇二号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇三号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇四号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇五号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇六号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇七号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇八号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇九号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇一〇号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇一一号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇一二号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇一三号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇一四号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇一五号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇一六号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇一七号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇一八号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇一九号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇二〇号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇二一号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇二二号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇二三号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇二四号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇二五号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇二六号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇二七号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇二八号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇二九号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇三〇号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇三一号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇三二号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇三三号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇三四号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇三五号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇三六号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇三七号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇三八号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇三九号)

犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書(佐賀県南野町議会)第一〇〇四〇号)

第一類第三号

法務委員会議録第一号 平成十六年十月二十二日

の根本に深くかかわる重要な問題が山積している中で、本委員会には、法務関係に練達な方々がたくさんおそいでございますので、委員各位の御指導、御協力を賜りまして、公正かつ円満な委員会の運営に努めてまいる所存でございます。

幸いにして、本委員会には、法務関係に練達な方々がたくさんおそいでございますので、委員各位の御指導、御協力を賜りまして、公正かつ円満な委員会の運営に努めてまいる所存でございます。

各位の御指導、御協力を賜りまして、公正かつ円満な委員会の運営に努めてまいる所存でございます。

人権擁護に関する事項
以上の各事項につきまして、本会期中調査をいたしましたと存じます。
つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
○塩崎委員長 理事の辞任につきましてお詫びをいたします。
理事佐々木秀典君から、理事辞任の申し出がああります。これを許可するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
引き続き、理事の補欠選任についてお詰りいたします。
ただいまの理事辞任及び委員の異動並びに私の委員長就任に伴い、現在理事が六名欠員となつております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。
○塩崎委員長 御異議なしと認めます。
法務大臣 まず、ごあいさつを申し上げます。少し長くなりますが、ようしくお願ひいたします。
このたび、法務大臣に就任いたしました南野知事でござります。
近年、多くの凶悪重大事件が続発しておりますことに心を痛めておりましたが、そのような折に法務大臣の維持、国民の権利擁護等を任務とする法務省の長を担当することとなり、その責務の重大さを痛感いたしております。平素から法務行政の運営について格別の御尽力を賜っております委員長を始め委員の皆様方に厚くお礼を申し上げるとともに、私の法務行政に対する思いの一端を述べさせていただきます。
現下の緊急課題は、安全な社会の実現、維持に取り組むこと、つまり治安の回復でございます。
我が国は刑法犯認知件数は、依然として戦後最多発しております。一方で、刑法犯検挙率は、過去最低の水準に落ち込んでおり、我が国の治安は、まさに危機的ともいうべき状況にあると言わなければなりません。
まず、このような我が国の治安情勢の悪化に対し、国民の不安を解消するためには、早期に犯人を捕まえ、国民の不安を解消するためには、早期に犯人を捕まえ、

を検挙し、厳正な処罰をし、さらに、犯罪者に対し改善更生のための教育を施して、その円滑な社会復帰を図るという刑事司法システムが十全に機能することが不可欠の前提であります。そのため、各種法令等の整備を図るとともに、検察、矯正、更生保護の刑事司法システムを支える治安関係部門についてはもとより、関係する入国管理、公安調査等においても、その組織、職員を充実し、より強固な体制を整備することが急務であります。

法整備につきましては、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案が継続審議とされていところでございますが、さらに凶悪重大犯罪に對処するため、刑法等の一部を改正する法律案を今国会に提出させていただきました。速やかに成立させていただきますようお願い申し上げます。これに加え、人身取引に対する罰則整備及び少年の保護事件に関する調査手続等の整備について、法制審議会に諮問を行っているところであります。その後、その答申を受け、法整備を行つてまいります。

次に、治安の再生のためには厳格な出入国管理制度も必要不可欠であります。法務省におきましては、二十五万人に上る不法滞在者を今後五年間で半減するため、厳格な水際対策や不法滞在者の取り締まりを強化しているところであり、今後、リエゾンオフィサーの派遣、ブレクリアランスの実施、セカンダリーサーの導入、バイオメトリックスを活用した出入国審査の実施等種々の対策を講じるなど、さらなる出入国管理制度の充実強化に努めてまいります。

さらに、国際的な反テロの努力にもかかわらず、依然として国際テロの脅威は深刻であり、我が国に対しても、イラクへの自衛隊派遣に反対する国際テロ組織等によるテロが行われる可能性を否定できません。加えて、北朝鮮の動向が我が国の安全に与える影響も見過せないことから、公安調査においては、内外の関係機関との情報協力を

深めるなど情報網の整備拡充に努めるとともに、情報収集、分析の充実強化にも一層努力してまいります。また、オウム真理教については、現在も重要な課題が残っております。私は、国民が司法に求める声に常に耳を傾け、そのニーズにこたえると認められることから、国民の不安を解消するためにも、引き続き、団体規制法を適正に執行していく必要があると考えております。

また、刑務所等の行刑施設においては、平成十六年八月末日現在、受刑者数が約六万四千人、収容率一七%に達するなど、その過剰収容状態は極めて深刻であることに加え、外国人や高齢受刑者等の特別の配慮を要する被収容者も増加しております。このため、今後とも、受刑者の円滑な社会復帰のための処遇の充実を図るとともに、所要の要員及び経費の確保に努め、あわせて、PFI手法を活用した刑務所等の新設を含め、さらに大規模な収容能力拡充のための施設整備に努めてまいります。

保護観察においても、事件数の増大と相まって、凶悪粗暴事犯者や再犯の可能性が高い薬物乱用者など、特段の配慮を要する困難な事案が多くなっています。再犯を防ぐ最後の支えである更生保護の機能強化を図るために、保護観察官、保護司、更生保護施設等の体制を一層充実させる必要があります。

次に、司法制度改革についてです。

国民にとって身近で頼りがいのある司法制度を構築するため、司法制度改革推進本部を中心にして、政府を挙げて改革の実現に取り組んでいます。裁判所の一部を改正する法律案及び裁判所法の一部を改正する法律案を今国会に提出させていただきました。速やかに成立させていただきますようお願い申し上げます。

そして、今後は、司法制度改革において成立し

た法律に基づく制度、特に裁判員制度やいわゆる司法ネットを円滑に導入し、実効的に運用していく重要な課題が残っております。私は、国民が司法に求める声に常に耳を傾け、そのニーズにこたえていく姿勢をもつて、この課題に全力で取り組む所存でございます。

そして、行刑改革についてです。

既に御承知のとおり、昨年十二月、民間の有識者から成る行刑改革会議から、国民に理解され、支えられる刑務所をつくることを主眼とする提言をいただきました。監獄法の改正など、行刑改革に向けた課題は山積いたしておりますが、私は、この提言が行刑行政のあるべき姿、方向性を示したものであるとの認識に立ち、これを真摯に受けとめ、森山元大臣、野沢前大臣のつくり上げた路線を歩み、不退転の決意を持って改革に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、民事基本法整備についてです。

平成十三年から取り組んできました民事基本法整備は着々と成果を上げております。

今国会におきましては、継続審議とされている民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案を提出させていただきました。速やかに改めることを内容とする民法の一部を改正する法律案及び動産譲渡を登記によって公示する制度を創設するなどを内容とする債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を提出させていただきました。速やかに成立させていただきますようお願い申し上げます。

さらに、最近の市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の管轄区域の表示の整備を行うことなどを内容とする下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を今国会に提出させていただきました。速やかに成立させていただきました。速やかに成立させていただきますようお願い申し上げます。

このほか、登記所備えつけ地図の全国的な整備、

今なお後を絶たない人権に関する諸問題への対応、心神喪失者等医療觀察法の円滑な施行、さらには刑事司法に関する国際協力及び民事商事分野におけるアジアの国々に対する法整備支援の推進など、法務行政の抱える課題は少なくありませんが、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

委員長を初め皆様の御理解と御指導のもと、法務大臣として強い指導力を發揮し、国民のために積極的に諸課題に取り組む決意でございます。このたび新たに就任した滝副大臣及び富田大臣政務官とともに全力を尽くしてまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○塩崎委員長 次に、滝法務副大臣及び富田法務大臣政務官から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。滝法務副大臣。○滝副大臣 このたび、法務副大臣を仰せつかりました滝実でございます。

法秩序の維持と国民の権利擁護の保全、こういう法務行政の基本使命を果たすために全力を傾注してまいりたいと存じております。富田法務大臣政務官とともに南野法務大臣を補佐しまして、最大限の努力をしてまいる所存でございます。

委員長を初め皆様方の御指導、御支援をお賜りまして、重責を果たしてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げたいと存じます。(拍手)

○塩崎委員長 次に、富田法務大臣政務官。

○富田大臣政務官 法務大臣政務官の富田茂之でございます。

弁護士の経験を生かしまして、南野法務大臣、滝法務副大臣をしっかりと補佐し、国民の安全と権利を守り、国民の声に誠実にこたえる法務行政の確立を目指して、全力を尽くしてまいります。

塩崎委員長初め理事、委員の皆様方の御指導、御支援をよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

別表第四表川島簡易裁判所の項を次のように改める。
吉野川簡易裁判所
別表第四表伊予三島簡易裁判所の項を次のように改める。
四国中央簡易裁判所
別表第四表城辺簡易裁判所の項を次のように改める。
愛南簡易裁判所
吉野川市
別表第五表水戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「東次城郡」を「東次城郡 那珂郡」に改め、「那珂郡の内
村 那珂町 爪連町」を削り、同表日立簡易裁判所の管轄区域の欄中「多賀郡」を削り、同表常陸太田
簡易裁判所の管轄区域の欄中「常陸太田市」を「常陸太田市 常陸大宮市」に改め、「那珂郡の内
町 美和村 緒川村」を削り、同表三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「三島市」を「三島市 伊豆市」
に改め、同表鳥田簡易裁判所の管轄区域の欄中「藤枝市」を「藤枝市 御前崎市 御前崎、白羽及び港
市 笛吹市 北杜市」に改め、同表富士吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「河口湖町 勝山村 足和
田村」を「富士河口湖町」に改め、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「上高井郡」を「上高井郡 更
級郡」に改め、「更級郡の内」を削り、同表上田簡易裁判所の管轄区域の欄中「更埴市」を「千曲市 東
御市」に改め、「北佐久郡の内」を削り、同表佐久簡易裁判所の管轄区域の欄中「南佐久郡」を「南佐
久郡 北佐久郡」に改め、「北佐久郡の内」を削り、同表新発田簡
易裁判所の管轄区域の欄中「豊栄市」を「豊栄市 阿賀野市」に改め、同表長岡簡易裁判所の管轄区
域の欄中「柄尾市」を「柄尾市 魚沼市」に改める。
別表第五表六日町簡易裁判所の項を次のように改める。

別表第五表高山簡易裁判所の項を次のように改める。

別表第五表船木簡易裁判所の項を次のように改める。

高 山	岐阜県の内
高 市	飛驒市 下呂市 (金山振興事務所の所管区域を除く。)
府 中	大野郡 吉城郡
三 次	別表第五表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中「福井市」を「福井市 あわら市」に改め、同表金沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「松任市」を「松任市 かほく市」に改め、同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「射水郡」を「射水郡 西礪波郡」に改め、「西礪波郡の内」を削り、同表砺波簡易裁判所の管轄区域の欄中「東礪波郡」を「南砺市」に改め、「西礪波郡の内」を削り、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「廿日市市」を「廿日市市 佐伯郡」に改め、「佐伯郡の内」を削り、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「御調郡」及び「川尻町」を削り、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「御調郡」を「御調郡 世羅町 世羅町」(せらにし支所の所管区域を除く。)に改め、「世羅町」を削る。
甲 奴 郡	別表第五表府中簡易裁判所の項を次のように改める。

船 木	山口県の内
宇 部	宇部市 (楠総合支所の所管区域を除く。)
山 口 県 の 内	別表第五表宇部簡易裁判所の項を次のように改める。
宇 部	山口県の内
宇 部	宇部市 (楠総合支所の所管区域を除く。)

島根県の内	別表第五表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「備前市」を「備前市 濑戸内市」に、「邑久郡」を「加賀郡吉備中央町(高梁簡易裁判所の管轄区域を除く。)」に改め、同表高梁簡易裁判所の管轄区域の欄中「能義郡」を削る。
島根県の内	別表第五表木次簡易裁判所の項を次のように改める。
雲 南	別表第五表木次簡易裁判所の項を次のように改める。
島根県の内	別表第五表木次簡易裁判所の項を次のように改める。
島根県の内	別表第五表木次簡易裁判所の項を次のように改める。

新 上 五 島	長崎県の内
新 上 五 島	別表第五表益田簡易裁判所の管轄区域の欄中「美濃郡 鹿足郡」を「鹿足郡」に改め、同表壱岐簡易裁判所の管轄区域の欄中「壱岐郡」を「壱岐市」に改める。
新 上 五 島	別表第五表柳井簡易裁判所の管轄区域を除く。安芸高田市 (八千代支所の所管区域を除く。)
新 上 五 島	別表第五表三次簡易裁判所の項を次のように改める。
新 上 五 島	別表第五表三次簡易裁判所の項を次のように改める。

巣 原	対馬市 (峰支所、上県支所及び上対馬支所の各所管区域を除く。)
巣 原	別表第五表周南簡易裁判所の管轄区域の欄中「熊毛郡の内」を削り、同表柳井簡易裁判所の管轄区域を除く。安芸高田市 (八千代支所の所管区域を除く。)
巣 原	別表第五表周南簡易裁判所の管轄区域の欄中「大和町」を「大和町 熊毛郡」に改め、「熊毛郡の内」を削る。
巣 原	別表第五表周南簡易裁判所の管轄区域の欄中「平生町」を「平生町 熊毛郡」に改め、「熊毛郡の内」を削る。
巣 原	別表第五表周南簡易裁判所の管轄区域の欄中「田布施町」を「田布施町 熊毛郡」に改め、「熊毛郡の内」を削る。

別表第五表上県簡易裁判所の項を次のように改める。

長崎県の内

対馬市内の内

峰支所、上県支所及び上対馬支所の各所管区域

別表第五表三角簡易裁判所の項を次のように改める。

熊本県の内

宇土市長浜町、上網田町、下網田町、戸口町及び赤瀬町 上天草市大矢野町維和、

大矢野町上、大矢野町中、大矢野町登立及び大矢野町湯島

宇土郡の内

三角町

三 角

別表第五表八幡浜簡易裁判所の項を次のように改める。

伊野町」を「いの町」に改め、「吾北村」を削り、

愛媛県の内

八幡浜市

西予市内の内

三瓶総合支所の所管区域

八 柄 浜

西宇和郡

別表第五表西条簡易裁判所の管轄区域の欄中

「東宇和郡」を「西予市（三瓶総合支所の所管区

別表第五表伊予三島簡易裁判所の項を次のように改める。

愛媛県の内

四国中央市

別表第五表宇和島簡易裁判所の管轄区域の欄中

「東宇和郡」を「西予市（三瓶総合支所の所管区

別表第五表伊予三島簡易裁判所の項を次のように改める。

愛媛県の内

南宇和郡

別表第五表城辺簡易裁判所の項を次のように改める。

愛媛県の内

南宇和郡

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十六年十一月一日から施行する。（経過措置）

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

理 由

最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称並びに所在地及び管轄区域の表示を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

別表第五表川島簡易裁判所の項を次のように改める。

吉野川市 德島県の内

吉野川市 阿波郡

誤	第百五十四回国会法務委員会議録第十六号中正
ベシ段行誤	正
二一三控訴事実	公訴事実
ベシ段行誤	正

改善更正
更生

西三四
委員会
関東地方更正保
護委員会

改善更生
更生

同 第十号中正誤
ベシ段行誤 正
三四二控訴事実 公訴事実

三三三
秃五三
更正プログラム
更生プログラム